

3月17日(月)まで

税の申告はお済みですか

町県民税について

税務課町民税係 ☎ 985-4110

所得税について

松山税務署 ☎ 941-9121

3月の確定申告の相談日程は次の通りです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

役場申告会場

▶時間 9時～11時30分、13時～16時

▶場所 役場2階大会議室

※ 受け付け開始時間は8時30分です。

※ 混雑を回避するため、下表のとおり校区ごとに指定した日に来場してください。

※ 混雑の状況によっては、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。例年、午前中は混雑する傾向があります。

期間	混雑予想(※)	指定校区
3/ 3 (月)		岡 田
4 (火)		
5 (水)		
6 (木)		
7 (金)		
10 (月)		北伊予
11 (火)		
12 (水)		
13 (木)		
14 (金)		
17 (月)		校区指定なし

出張申告会場【各地区の公民館・集会所】

期間	混雑予想	9時～11時30分	混雑予想	13時～16時
3/3 (月)		本 村		鶴 吉
4 (火)		大 溝		徳 丸
5 (水)		永 田		中川原
6 (木)		東古泉		出 作
7 (金)		西古泉		筒 井
10 (月)		南黒田		昌農内
11 (火)		上高柳	—	—

※ 上高柳地区は、集会所の解体撤去のため、「上高柳老人憩の家」で行います。

※混雑予想指数



申告に持参するもの

- ・税務署からの申告書がお知らせはがき(送付されている人だけ)
- ・給与や年金の令和6年分の源泉徴収票
- ・営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書(収入、経費を必ず集計すること)
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- ・医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人だけ)
- ・セルフメディケーション税制の明細書(同税制の適用を受ける人だけ)
- ・本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの(所得税などが還付される場合に必要)
- ・申告者、扶養親族のマイナンバーが確認できるもの
- ・申告者の身元確認ができるもの(運転免許証など)

役場ではできない申告

次の申告は、税務署かe-Taxをご利用ください。

- ・住宅ローン控除1年目の申告
 - ・過年分(令和5年分以前)の申告
 - ・分離課税の土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
 - ・分離課税の適用を受ける上場株式などに係る配当所得
 - ・分離課税の先物取引に係る雑所得など
 - ・分離課税の山林所得
 - ・分離課税の退職所得
 - ・青色申告
 - ・雑損控除申告
 - ・外国所得税を含む配当所得
 - ・亡くなった人の申告(準確定申告)
- ※ この他にも町で受け付けが難しいと判断した場合は、税務署を案内することがあります。
- ※ 混雑回避のためにもe-Taxをぜひご利用ください。

申告した所得は大切な資料に

次の申請に必要な、所得証明など各種証明書の基礎となります。

- ・各種健康保険に加入するとき
- ・児童手当を受けるとき
- ・国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ・保育所の入所申請をするとき
- ・奨学資金の申請をするとき
- ・公営住宅の入居申請をするとき
- ・金融機関などから融資などを受けるとき

税務署での面接相談は事前予約を

現在の入場整理券方式(LINEでの事前予約と当日配布)は3月28日(金)で終了します。

3月31日(月)以降の所得税、贈与税、個人事業者の消費税と地方消費税に関する面接相談は、電話で予約してください。

※ 3月18日(水)から電話予約開始

▶予約先・問い合わせ 松山税務署 ☎ 941-9121